

月次総会議事録

令和8年（第7回）加古川市農業委員会月次総会

令和8年7月15日（水）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

4 道清 真有子 10 都倉 澄子

事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	寺田 卓史	主査	橋本 英

現地調査（西地区）

7月10日（金） 午前9時10分から

丸山副会長、前田農地委員長、東田委員、柿本委員 事務局2名

現地調査（東地区）

7月10日（金） 午後1時から

丸山副会長、井相田委員、久保田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後1時30分

議長 ただ今より、令和8年第7回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 15名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、13番 長井 義弘 委員、15番 柿本 真千代 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第38号を議題といたします。
議案第38号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

2 西神吉町西村■■■■、外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■株式会社へ。蓄電池施設用地。疎明書添付。

この案件につきましては、令和8年4月月次総会においてご審議いただいています。その際、隣接農地所有者及び地元水利組合との同意が得られておらず、引き続き事業者が合意に向けて協議していくことが適当として、月次総会では保留となっております。

その後、事業者側から地元向けの説明会を開催した旨の疎明書が再度提出

されました。

防音壁の設置等の条件の問題で合意には至らなかったものの、施工及び運営に関して周辺住民及び周辺農地への影響が最小限になるよう配慮する予定とのことです。事務局としては、申請者が隣接者と誠意をもって説明を行い、具体的な進展があったことを鑑み、再度お諮りしたいと考えております。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第38号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですが、議案第38号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第38号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第67号を議題といたします。
議案第67号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 神野町福留[]、外2筆、計[]平米。[]さんから、[] 合同会社へ。新設農家。農地所有適格法人。

2 神野町福留[]、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

3 神野町福留[]、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

4 神野町福留[]、[]平米。[]さんから、[] 合同会社へ。新設農家。農地所有適格法人。

議案書3ページをご覧ください。

5 神野町福留[]、[]平米。[]さんから、[] 合同会社へ。新設農家。農地所有適格法人。

6 神野町福留[]、外3筆、計[]平米。[]さん 外1名から、[] 合同会社へ。新設農家。農地所有適格法人。

7 野口町二屋[]、[]平米。[]さん 外1名から、[]さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

8 平荘町小畑[]、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

9 上荘町井ノ口[]、[]平米。[]さんから、[]さんへ。

10 西神吉町宮前[]、外1筆、計[]平米。[]さんから、農事組合法人 [] 営農へ。農地所有適格法人。

議案書5ページをご覧ください。

11 志方町西牧[]、[]平米。[]さんから、[] 株式会社へ。使用貸借権設定。

以上の案件につきまして、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、新設農家4件についてはヒアリングを実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、1番及び4～6番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。7月10日金曜日、午前11時30分より、丸山副会長、前田農地委員長、東田委員と私、事務局3名の合計7名で、議案第67号、1、4、5、6番の譲受人である、[] 合同会社の社員及び申請代理人行政書士出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

[] 合同会社は、地域農業の維持及び遊休農地の有効活用を目的として設立された法人です。近年耕作利用が十分に行われていなかった申請地を取得し、ざくろ及びコーヒー等の栽培を行うそうです。収穫までは数年を要しますが、栽培が軌道に乗れば、販売以外に、見学や収穫体験などもできるようになるため、将来的には観光農園化や体験型農業の実施も検討しているとのことでした。

新設の法人ですが、社員の中には他市での営農実績がある方もおられ、また、他県にあるコーヒー農園の支援も受けながら進めていこうと考えているとのことでした。

地元の役員とも調整ができており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことです。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第67号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第67号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第67号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第68号を議題といたします。

議案第68号の15件については、6月11日から7月3日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第69号を議題といたします。

議案第69号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■

■さん。進入路及び付帯設備用地。一部転用。始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年7月10日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第69号の1番。申請の土地の位置は井ノ口の西、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が畑、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、柳委員、井相田委員、前川推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第69号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですが、議案第69号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第69号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第70号を議題といたします。
議案第70号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町細工所 []、外1筆、計 [] 平米のうち [] 平米。 [] さんから、社会福祉法人 [] へ。道路用地。使用貸借権設定。一部転用。

2 志方町原■■■■、外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。貸駐車場用地。

1番の案件につきましては、令和8年第1回月次総会で同じ案件での4条許可申請がありましたが、いったん取下げたうえで、今回申請者を変更し、5条許可案件として再度申請のあったものであるため、現地調査は省略しております。

2番の案件につきましては、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおりに、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 2番の案件について、現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年7月10日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第70号の2番。申請の土地の位置は原の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が道路、北が道路となっており、隣接農地に影響はありません。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第70号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第70号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第70号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第71号を議題といたします。

議案第71号の2件については、6月11日から7月3日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第72号を議題といたします。

議案第72号の7件については、6月11日から7月3日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第73号を議題といたします。

議案第73号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第73号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 平岡町中野■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■

■■■■さん。農業用倉庫。一部転用。

2 平荘町小畑■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■

■■■■さん。農業用倉庫。一部転用。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年7月10日、調査者は、丸山副会長、井相田委員と私、事務局2名の、合計5名で実施しました。

議案第73号の1番。申請の土地の位置は中野の北、現況は休耕田。申請地の土地の一部を農作業用倉庫として利用するものであり、転用されても周辺農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年7月10日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第73号の2番。申請の土地の位置は小畑の中、現況は宅地。申請地の土地の一部を農作業用倉庫として利用するものであり、転用されても周辺農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、都倉正委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第73号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第73号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第73号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第74号を議題といたします。
議案第74号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第74号 非農地証明願承認のこと。

- 1 平荘町小畑■■■■、■■■■平米。■■■■さん。平成7年頃より。
- 2 志方町畑■■■■、外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。平成15年頃より。
- 3 志方町西牧■■■■、■■■■平米。■■■■さん。昭和60年頃より。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

1番と3番につきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

2番につきましては、農業振興地域農用地内の土地であるため、加古川市農業振興地域整備計画において支障がないかを農林水産課へ意見照会をしましたところ、支障なしとの回答がありました。こちらについては、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 これらの案件について、現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和8年7月10日、調査者は、丸山副会長、前田農地委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第74号の1番。申請の土地の位置は小畑の南西。申請地の現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、都倉正委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

議案第74号の2番。申請の土地の位置は畑の西及び南。申請地の現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

議案第74号の3番。申請の土地の位置は西牧の西。申請地の現況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第74号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第74号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第74号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第75号を議題といたします。
議案第75号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第76号を議題といたします。
議案第76号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書20ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。
それでは議案を朗読いたします。

議案第76号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 加古川町大野■■■■、外14筆、計■■■■平米。相続人■■■■さん、被相続人■■■■さん、同居、持分2分の1。

2 加古川町大野■■■■、外14筆、計■■■■平米。相続人■■■■さん、被相続人■■■■さん、別居、持分2分の1。

この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第76号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですが、議案第76号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第76号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第77号を議題といたします。
議案第77号について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案書21ページをご覧ください。
この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項

の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、担い手となる耕作者を変更するもの及び担い手から外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。

また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、会長専決により令和8年6月24日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第77号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 次に、議案第78号を議題といたします。
それでは、議案第78号について、事務局の議案説明をお願いします。

事務局 追加議案書1ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。1番、2番、4番、5番をご覧ください。

山手1丁目、平荘町山角地区、上原地区において、合計6筆、4,226平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、公告日から令和18年12月25日または31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者については、認定農業者などであって、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

続きまして、3番についてご説明いたします。

平荘町山角地区において農地を借り受けているひょうご農林機構が、1筆、1,969平米について、転貸先を[]さんから[]さんへ変更しようとするものです。権利設定の期間は、令和8年10月25日から令和12年5月31日までとなっています。

権利の設定を受ける[]さんについては、認定新規就農者として活動をしており、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第78号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですが、議案第78号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第78号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時5分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和8年7月15日

署名委員(13番)

署名委員(15番)